

No.	請求の趣旨の内容	裁判所の認否	判断理由	判決の該当ページ
1	契約の中途解約時に、被告に対し、残余料金を一括して支払う条項の使用禁止	○	消契法9条1号(10条は否定)	30頁以下
2	特定商取引に関する法律26条に該当する場合を除き、契約の中途解約時に法定の額を超える金額支払わなければならないとの意思表示の使用禁止	○	特商法10条1項3号または4号	30頁以下
3(1)	消費者の解約を制限する条項の使用禁止	○	消契法10条	28頁以下
3(2)	契約を自動更新する条項の使用禁止	○	消契法10条	32頁
3(3)	弁護士費用の一切を消費者に負担させる条項の使用禁止	○	消契法10条	32頁
3(4)	被告と第三者との契約の成否により決まる旨の条項の使用禁止	○	消契法10条	33頁
3(5)	法律上の原因なく消費者に債務を負担させる条項の使用禁止	×	契約書式上、連帯保証の意思表示をしたと認め得る	33頁以下
3(6)	リースと称することで消費者に過大な負担を負わせる条項(受領関連条項1、2、維持管理責任条項、損害負担条項)の使用禁止	○	受領関連条項1は消契法8条1項1号、それ以外は消契法10条	35頁以下
3(7)	クーリング・オフの行使を極めて困難にする条項の使用禁止	×	クーリング・オフ期間が徒過していると誤信させているのは、本件条項ではなく、別の契約条項の記載である	37頁以下
3(8)	不利益な専属的合意管轄を定める条項の使用禁止	×	消費者は損害賠償等の訴訟を住所地裁判所に提起できると考えられる(専属性を否定)	38頁以下
3(9)	全契約条項の差止(使用禁止)	全部は× 一部○	全部は×:条項全部が消契法10条前段に該当するとは言えない。一部○:「一括前払い・月払い限り」とする条項につき消契法10条	39頁以下
4	契約書用紙を破棄せよ	○	消契法12条3項	44頁
5(1)	誤認、混同させる内容を告げる勧誘の禁止	○	特商法58条の18第1項	40頁
5(2)	住宅用消火器との違いを告げない勧誘の禁止	×	故意の事実不告知に該当しない(特商法58条の18第1項1号イ「消費品の種類等」に該当せず)	42頁以下
5(3)	全国一有利な料金、価格であると告げる勧誘の禁止	○	特商法58条の18第1項	40頁以下
5(4)	消火器のすべてに点検が必要であると告げる勧誘の禁止	○	特商法58条の18第1項	42頁以下
5(5)	全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると告げる勧誘の禁止	○	特商法58条の18第1項	42頁以下
6	文書、図画、電子的記録を破棄せよ	○	特商法58条の18第1項	45頁
7	訴状別紙「対象となる表示」記載の表示を行ってはならない	○	景表法30条1項1号2号 ○全国一有利、点検等無料(有利誤認表示) ○高級品(優良誤認表示)	43頁